

令和4年6月23日

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 鐘江 義広 様

福岡県農地中間管理事業評価委員会
委員長 磯田 宏

令和3年度農地中間管理事業に係る評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 評価の期間 平成3年4月1日から令和4年3月31日
- 2 評価委員名 磯田 宏、花田 一美、植野 京三
- 3 評価意見書 別紙のとおり

以上

令和3年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 事業の実施状況について

令和3年度の貸付実績は576haと昨年度の123%に増加したが、目標1,100haを下回った（達成率52.3%）。

増加の要因は、①円滑化事業との統一体化に伴う移行、②県単事業「担い手規模拡大支援金」の活用によるところが大きいと思われる。

しかしながら、令和3年度までの累積目標11,200haに対し、貸付実績累計は6,880ha（達成率61.4%）に止まっていることから、今後は、これまで以上に農地バンク機能を発揮し、事業推進することが求められる。

については、集落営農法人に対する推進に加え、「令和4年度農地中間管理事業の推進方針」にも掲げている、農地利用調整システム（F-cloud）を活用した支援、「地域計画」の実現に向けた基盤整備事業等と連動した取組の推進、担い手の確保・育成対策と農地政策との一体的推進等により、更なる推進を図るとともに、集積の進んでいない地域・市町村に対する働きかけを強化する必要がある。

2. 事業の推進体制について

被災農業者、規模拡大農家、新規就農者等の農地を確保し、新たな園芸団地づくりを進めるとの県の方針に基づき、11月に「農地利用調整戦略室」を設置し、県職員5名の派遣を受け入れるとともに、各農林事務所に配置した地域推進員や本部職員が、積極的に地域に足を運び、集落営農組織の法人化、簡易な基盤整備に関する話し合い等に出席するなど、地道な活動が行われていることは評価できる。

また、農地集約の加速化が求められ、機構体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した一体的な推進が必要である。

事務手続きについては、円滑に処理できるよう、引き続き手続きの簡素化が求められる。

さらに、令和7年3月までに策定される「地域計画」における目標地図の素案作成への協力が求められるとともに、現行の利用権設定等事業は令和7年4月から全て農地中間管理事業に移行するため、機構体制や関係機関との連携を始めとする推進体制の再構築が求められる。

3. 関係機関等との連携について

農地集積面積の拡大を図っていくためには、県・市町村・農業委員会・JA等の関係機関、団体と連携が不可欠であり、農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修会を6市町で開催した。更に3市町において、担い手への農地集積を目的に借受農地管理等事業活用による遊休農地の解消に取り組んだ。また、全JAに事業推進を図り、常務会等で情報提供を行い連携に取り組んでいる。

今後は、農業委員・農地利用最適化推進委員との連携を更に強化し、目標地図を含めた

「地域計画」の策定による農地利用の集約化に効率的に取り組むとともに、関係機関との連携をさらに強化する必要がある。

4. 農地の出し手の掘り起こしについて

新聞への広告掲載に加え、機構事業のPRなどにより出し手の掘り起こしを実施している。

引き続きパンフレットやホームページ及びメディアを活用し周知を図るとともに、「地域計画」の達成に向け、制度に対する理解を得ることが必要である。

5. 農地の受け手の掘り起こしについて

担い手農業者との意見交換会を開催し、事業の周知や意見、要望を聴取するとともに、農地の集約については、6市町において担い手間での交換を行うシャッフルを実施している。

なお、担い手への農地集積を促進するため、県事業「大区画化・集約化推進事業」、「農地利用調整システム」を活用するとともに、担い手との意見交換会を活発に開催し、更なる制度の周知を図る必要がある。

また、集落営農法人の中には、役員の高齢化等により経営継続が困難となりつつある法人も見られることから、担い手への集積が後退しないよう、永続性のある法人経営の確立に向け、引き続き関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

個別大規模経営体に対しては、農地集積だけでなく集約が経営の効率化に繋がることから、そうした集約のニーズを「地域計画」の目標地区の活用や担い手組織との情報交換等を通じて掘り起こしていくこと、及びそれに必要な支援策の検討も必要である。そして、個別の取り組みを進め、優良事例として、他地域への普及を図る必要がある。

6. 総括

3年度の取り組み実績や農地の集約化の視点を加え、新たな局面への打開を図るため、地帯毎の方向性を以下に示す。

(1) 水田地帯（地域の担い手の賦存状況に応じ区分）

① 農地集積を集落営農組織が牽引している地域

ア 集落営農組織が法人化を達成している地域

農地集積において中間管理事業の利用も進んだので、更なる活用を推進するとともに今後は農地の集約が必要。更に、永続性のある法人経営の確立に向け、関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

イ 法人化を達成できていない地域

利用が低位にとどまっており、まずは法人化をいかに進めるかが重要課題であり、

国庫事業「集落営農活性化プロジェクト促進事業」等の活用が求められる。

② 個別大規模経営体が牽引している地域

農地の集約並びに一体化（畦抜き・均平化等の簡易な耕作条件改善を含む）のニーズは確実に存在するものの、実質的に地権者の同意が必要になることや協力金の誘導力が弱いことなどから、農地中間管理事業の利用は低位にとどまっている。

したがって「地域計画」の目標地区の活用などを通じて地域の大規模農家同士の同意や地権者の実質的同意を得る具体的な推進方策と、県事業「大区画化・集約化推進事業」の活用が求められる。

③ 牽引する経営体がいまだに存在していない地域

農地中間管理事業で集積対象となる担い手の育成が急務であるから、「地域計画」の策定・達成と県事業「大区画化・集約化推進事業」、「農地利用調整システム」の活用が最も求められる。

担い手は、農地の集約だけではなく、基盤整備による農地の質的な改良により生産性や収益性が向上することを期待しているので、関係機関と連携し、基盤整備に関する対応を適切に行う必要がある。

(2) 水田地帯以外、特に樹園地地帯

事業等で団地化された園地でも、高齢化が進み遊休化する前に担い手へ集積する必要がある。機構集積協力金や各種事業を活用し、農地中間管理事業を介した担い手への園地集積に結びつけるための推進方策や支援が求められる。

以上の担い手賦存状況や農地の整備状況に対応した、農地中間管理事業の活用とそれを通じた担い手の育成強化の方向性を、県の「農地中間管理事業の推進方針」を踏まえながら、県、中間管理機構、並びに農業委員会、土地改良団体、JA等が一体的かつ、集中的に推進していく必要がある。

なお、担い手への集約が進んでいない地域では、「地域計画」や目標地区の作成のために、県事業「大区画化・集約化推進事業」、「農地利用調整システム」を活用して、県農林事務所・普及指導センター、JA等の関係機関、団体と密接に連携して市町村への特段の支援を図るとともに、市町村の状況に応じ、地域内での担い手確保を基本とし、近隣市町村の担い手を含めて担い手が農地を借りやすい仕組みづくりを進める必要がある。

更に、人・農地プランの法定化に基づく「地域計画」の策定、農地中間管理事業に係る農地の貸付手続きの変更、3年度から取組を始めた「園芸団地づくり」を契機とした地域農業の振興、「重点実施区域」を設定し、関係機関との共有のもと、取り組む地域農業の振興等、以上の取組みを進めるため、機構体制や関係機関との連携を始めとする推進体制の再構築が求められる。